

滋 子 青 第 1 6 0 4 号
令和元年(2019年)7月22日

各 市 町 長 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

滋賀県地域子育て支援事業費補助金の交付について

標記の県費補助金の交付については、別紙「滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱」により行うこととし、平成31年4月1日から適用することとしましたので通知します。

別紙

滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県地域子育て支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5) 放課後児童健全育成事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10) 地域子育て支援拠点事業
- (11) 一時預かり事業
- (12) 病児保育事業
- (13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、国庫補助金の

金額を上限とする。

- (1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める県の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1および別紙様式3における「特定分」、「一般分」および「その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式6により速やかに知事に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(または支社、支所等)であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。
- (8) この補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以

上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 市町は、市町以外の者が行う交付対象事業に対して、この補助金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)および(8)中「知事」とあるのは「市町長」と、(5)および(7)中「県」とあるのは「市町」と、(4)および(8)中「補助金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 市町長は、別紙様式2による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。この場合において、別紙様式2中「交付申請」とあるのは「変更交付申請」と読み替える。

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請書または変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定または決定の変更を行い、市町に対し別紙様式3により、速やかに決定内容およびこれに付す条件を通知するものとする。

2 市町は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合には、概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 市町長は、毎年4月10日(第5条の(3)により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式4による報告書を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 知事は、市町長に対し別紙様式5により、速やかに確定の通知を行う

ものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条および第10条に定める算定方法または手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

準額を適用することができるものとする。

- ・保健師等専門職員を2名配置する場合

1市町当たり 14,988,000円

- ・保健師等専門職員を3名以上配置する場合

1市町当たり 21,382,000円

※ 従来より市町保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。

イ 加算分

①多言語対応加算 1か所当たり年額 800,000円

2 開設準備経費（改修費等）

(1) 基本型および特定型 1か所当たり 4,000,000円

(2) 母子保健型 1か所当たり 4,000,000円

※ (1)(2)とも令和元年度に支払われたものに限る。

延長保育事業

延長保育事業

1 一般型

(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）

ア 保育所および認定こども園ならびに事業所内保育事業（定員20人以上）

延長時間区分	
1時間	18,700円
2時間	37,400円
3時間	56,100円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	11,700円	14,800円
2時間	23,400円	29,600円
3時間	35,100円	44,400円

ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）

延長時間区分	
1時間	10,700円
2時間	21,400円
3時間	32,100円

エ 家庭的保育事業

延長保育事業の実施に必要な経費

延長時間区分	
1 時間	73,800 円
2 時間	147,600 円
3 時間	221,400 円

(2) 保育標準時間認定（1 事業当たり年額）

ア 保育所および認定こども園

延長時間区分	
30 分	300,000 円
1 時間	1,505,000 円
2～3 時間	2,409,000 円
4～5 時間	5,122,000 円
6 時間以上	6,000,000 円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A 型	B 型	C 型
自園調理等	30 分	300,000 円	300,000 円	300,000 円
	1 時間	1,192,000 円	1,192,000 円	1,192,000 円
	2～3 時間	1,488,000 円	1,488,000 円	1,488,000 円
	4～5 時間	3,947,000 円	3,947,000 円	3,841,000 円
	6 時間以上	4,570,000 円	4,570,000 円	4,464,000 円
その他	30 分	300,000 円	300,000 円	300,000 円
	1 時間	1,146,000 円	1,146,000 円	1,146,000 円
	2～3 時間	1,337,000 円	1,337,000 円	1,337,000 円
	4～5 時間	3,223,000 円	3,223,000 円	3,117,000 円
	6 時間以上	3,591,000 円	3,591,000 円	3,486,000 円

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所および連携施設または給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウおよびエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員 20 人以上	定員 19 人以下	
			A 型	B 型
自園調理	30 分	276,000 円	276,000 円	276,000 円
	1 時間	1,384,000 円	1,097,000 円	1,097,000 円
	2～3 時間	2,216,000 円	1,369,000 円	1,369,000 円

理 等	4～5 時間	4,713,000 円	3,631,000 円	3,631,000 円
	6 時間以上	5,520,000 円	4,204,000 円	4,204,000 円
そ の 他	30 分	276,000 円	276,000 円	276,000 円
	1 時間	1,171,000 円	1,054,000 円	1,054,000 円
	2～3 時間	1,523,000 円	1,230,000 円	1,230,000 円
	4～5 時間	3,492,000 円	2,965,000 円	2,965,000 円
	6 時間以上	4,065,000 円	3,304,000 円	3,304,000 円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員 4 人以上	利用定員 3 人以下
自 園 調 理 等	30 分	200,000 円	150,000 円
	1 時間	525,000 円	270,000 円
	2～3 時間	942,000 円	496,000 円
	4～5 時間	2,395,000 円	1,638,000 円
	6 時間以上	3,850,000 円	2,781,000 円
そ の 他	30 分	200,000 円	150,000 円
	1 時間	509,000 円	255,000 円
	2～3 時間	892,000 円	446,000 円
	4～5 時間	1,772,000 円	1,015,000 円
	6 時間以上	2,972,000 円	1,903,000 円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定 (児童 1 人当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1 時間	221,500 円
2 時間	443,000 円
3 時間	664,500 円

イ その他 (保育所等の施設で利用児童が 1 名となった場合)

延長時間区分	
1 時間	221,500 円
2 時間	382,000 円
3 時間	382,000 円

(2) 保育標準時間認定 (1 事業当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30 分	150,000 円

1 時間	255,000 円
2～3 時間	446,000 円
4～5 時間	758,000 円
6 時間以上	1,069,000 円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
30 分	150,000 円
1 時間	255,000 円
2 時間以上	382,000 円

※ 1および2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。

実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 給食費（副食材料費） 生活保護世帯等に属する児童（※）1人当たり月額 4,500 円 ※ 1号認定に限る</p> <p>2 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,500 円</p>	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000 円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300 円</p>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費

放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 $2,305,000 \text{円} - (19 \text{人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 27,000 \text{円}$</p> <p>(イ) 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 $4,484,000 \text{円} - (36 \text{人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 25,000 \text{円}$</p> <p>(ロ) 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 $4,484,000 \text{円}$</p> <p>(ハ) 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 $4,484,000 \text{円} - (\text{支援の単位を構成する児童の数} - 45 \text{人}) \times 60,000 \text{円}$</p> <p>(ニ) 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 $2,917,000 \text{円}$</p> <p>イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) $(\text{年間開所日数} - 250 \text{日}) \times 18,000 \text{円}$ (1 日 8 時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 $(\text{上記要件に該当する開所日数}) \times 18,000 \text{円}$</p> <p>エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分 (1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合) 「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均 時間数 $\times 392,000 \text{円}$</p> <p>(イ) 長期休暇等分 (1 日 8 時間を超えて開所する場合) 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 176,000 \text{円}$</p> <p>(2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所(特 例分)</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 $2,955,000 \text{円}$</p> <p>(イ) 構成する児童の数が 1～19 人の施設 $1,681,000 \text{円}$</p>	放課後児 童健全育 成事業の 実施に必 要な経費 (飲食物 費を除く 。)
-------------------------	--------------------------------------	--	--

イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×18,000円

ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える
時間」の年間平均時間数 × 392,000円

※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助
については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。

- ・山間地、漁業集落、へき地および離島で実施している場合
- ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合
13,000,000円

イ 開所準備経費(礼金および賃借料(開所前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合(アを除く)
12,000,000円

ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) 12,600,000円

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

ア 局長通知別添2の3(2)③および④に定める事業を実施する場合
(ア)小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合
2,000,000円

放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費

	<p>(イ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000 円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合 (アを除く) 1,000,000 円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合 (アを除く) 1,600,000 円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000 円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000 円</p> <p>※ 開所準備経費については令和元年度に支払われたものに限る。</p>	
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 1,847,000 円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 2,996,000 円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000 円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000 円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 479,000 円</p> <p>※ (2) のイおよびウを除き事業実施月数 (1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。) が 12 月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額 (1 円未満切り捨て) とする。</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業 (一般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡および情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,575,000 円</p> <p>(2) (1) の「家庭、学校等との連絡および情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,012,000 円</p> <p>※ 事業実施月数 (1 月に満たない端数を生じたときは、これ</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費 (給料、職員手当 (時間外勤務手当、

	を1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	期末勤 hands、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料および補助金)
	<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合 1,847,000 円</p> <p>(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 3,847,000 円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費
	<p>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1支援の単位当たり年額 575,000 円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業(その他分)	<p>放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 128,000 円</p> <p>(2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 256,000 円</p> <p>(3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後</p>	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務

		<p>児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置</p> <p style="text-align: right;">対象職員 1 人当たり 384,000 円</p> <p>※1 支援の単位当たりの基準額は、896,000 円を上限とする。</p> <p>※事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 12 月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1 円未満切り捨て）とする。</p>	<p>手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料および補助金)</p>
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,640 円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,730 円</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200 円</p> <p>エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860 円</p> <p>(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 年間延べ日数 × 900 円</p> <p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900 円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010 円</p> <p>ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860 円</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000 円</p> <p>※ 令和元年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	<p>子育て短期支援事業の実施に必要な経費</p>
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町</p> <p>(1) ケース対応会議の開催</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業の実</p>

業	業	<p>(2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・家事援助 ・ 専門的相談支援 <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000 円</p> <p>2 1 以外の市町</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000 円</p>	施に必要な経費
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000 円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000 円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000 円</p> <p>4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 1 市町当たり 564,000 円</p>	養育支援訪問事業の実施に必要な経費
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組</p> <p>(1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 受講人数 × 80,000 円</p> <p>(2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000 円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1 市町当たり 3,000,000 円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町当たり 660,000 円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組</p> <p>(1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合 1 市町当たり 720,000 円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①および②の取組を実施している場合 1 市町当たり 2,520,000 円</p>	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費

		5 地域住民への周知を図る取組 1市町当たり 640,000円	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア) 3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を合計3名以上配置する場合 5,423,000円 ・職員を合計2名配置する場合 4,011,000円 <p>(イ) 5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 8,152,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 4,916,000円 <p>(ウ) 6～7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 8,703,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,820,000円 <p>※ (イ) および (ウ) について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～4日型 1,465,000円 5日型 3,290,000円 6～7日型 2,937,000円 <p>(イ) 地域支援 1,450,000円</p> <p>(2) 出張ひろば 1,495,000円</p> <p>(3) 小規模型指定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 基本分 2,909,000円 イ 加算分 1,455,000円 <p>(4) 連携型</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

		<p>ア 基本分</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3～4 日型</td> <td style="text-align: right;">1,897,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">5～7 日型</td> <td style="text-align: right;">2,889,000 円</td> </tr> </table> <p>イ 加算分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">474,000 円</td> </tr> </table> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 改修費等</td> <td style="text-align: right;">1か所当たり 4,000,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 礼金および賃借料（開設前月分）</td> <td style="text-align: right;">1か所当たり 600,000 円</td> </tr> </table> <p>※ (1)(2)とも令和元年度に支払われたものに限る。</p>	3～4 日型	1,897,000 円	5～7 日型	2,889,000 円		474,000 円	(1) 改修費等	1か所当たり 4,000,000 円	(2) 礼金および賃借料（開設前月分）	1か所当たり 600,000 円													
3～4 日型	1,897,000 円																								
5～7 日型	2,889,000 円																								
	474,000 円																								
(1) 改修費等	1か所当たり 4,000,000 円																								
(2) 礼金および賃借料（開設前月分）	1か所当たり 600,000 円																								
一時預かり事業	一時預かり事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額）</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士または1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年間延べ利用児童数</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300人未満</td> <td style="text-align: right;">1,600,000 円</td> </tr> <tr> <td>300人以上 900人未満</td> <td style="text-align: right;">1,763,000 円</td> </tr> <tr> <td>900人以上 1,500人未満</td> <td style="text-align: right;">3,173,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上 2,100人未満</td> <td style="text-align: right;">4,583,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,100人以上 2,700人未満</td> <td style="text-align: right;">5,993,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,700人以上 3,300人未満</td> <td style="text-align: right;">7,403,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,300人以上 3,900人未満</td> <td style="text-align: right;">8,813,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,900人以上</td> <td style="text-align: right;">10,223,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年間延べ利用児童数</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300人未満</td> <td style="text-align: right;">1,382,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,600,000 円	300人以上 900人未満	1,763,000 円	900人以上 1,500人未満	3,173,000 円	1,500人以上 2,100人未満	4,583,000 円	2,100人以上 2,700人未満	5,993,000 円	2,700人以上 3,300人未満	7,403,000 円	3,300人以上 3,900人未満	8,813,000 円	3,900人以上	10,223,000 円	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,382,000 円	一時預かり事業の実施に必要な費用
年間延べ利用児童数	基準額																								
300人未満	1,600,000 円																								
300人以上 900人未満	1,763,000 円																								
900人以上 1,500人未満	3,173,000 円																								
1,500人以上 2,100人未満	4,583,000 円																								
2,100人以上 2,700人未満	5,993,000 円																								
2,700人以上 3,300人未満	7,403,000 円																								
3,300人以上 3,900人未満	8,813,000 円																								
3,900人以上	10,223,000 円																								
年間延べ利用児童数	基準額																								
300人未満	1,382,000 円																								

300人以上 900人未満	1,695,000円
900人以上 1,500人未満	3,051,000円
1,500人以上 2,100人未満	4,407,000円
2,100人以上 2,700人未満	5,763,000円
2,700人以上 3,300人未満	7,119,000円
3,300人以上 3,900人未満	8,475,000円
3,900人以上	9,831,000円

(イ) 基幹型施設加算 1,148,000円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童および第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ア) 平日分 400円

(イ) 長期休業日（8時間未満） 400円

(ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円

(エ) 休日分（土曜日、日曜日および国民の休日等の利用）
800円

(オ) 長時間加算

（(ア)(イ)については4時間（または特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用）

・ 超えた利用時間が2時間未満 100円

・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円

・ 超えた利用時間が3時間以上 300円

ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額）

4,400円

エ 大型連休預かり対象児童（児童1人当たり日額）

（2019年4月27日～5月6日に一時預かりを利用した児童）

2,260円

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分（児童1人当たり日額）

(ア) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

① 平日 400円

② 長期休業日（8時間未満） 400円

③ 長期休業日（8時間以上） 800円

II 年間延べ利用児童数 2,000 人以下の施設

① 平日

(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円
(10円未満切り捨て)

② 長期休業日（8時間未満） 400円

③ 長期休業日（8時間以上） 800円

(イ) 休日分（土曜日、日曜日および国民の休日等の利用）
800円

(ウ) 長時間加算

I (ア) I ①および(ア) II ①については4時間（または教育時間との合計が8時間）、(ア) I ③、(ア) II ③および(イ)については8時間を超えた利用の場合

・ 超えた利用時間が2時間未満 150円

・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

・ 超えた利用時間が3時間以上 450円

II (ア) I ②および(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合

・ 超えた利用時間が2時間未満 100円

・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円

・ 超えた利用時間が3時間以上 300円

(エ) 保育体制充実加算

1か所当たり年額 1,446,200円

※次の①または②の要件を満たした上で、③および④の要件を満たす施設に適用する。

①平日および長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。

②平日および長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。

③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。

④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省第11号）第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）およびハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）

をすべて保育士または幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

(オ) 就労支援型施設加算(事務経費)

1か所当たり年額 1,383,200円

※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。

※2 次の要件を満たす施設に適用する。

①平日および長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること

②特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること

③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

イ 在籍園児以外の児童分((3)を除く)

(児童1人当たり日額)

(ア) 基本分 800円

(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)

・超えた利用時間が2時間未満 150円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

・超えた利用時間が3時間以上 450円

※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,223,000円を上限額とする(なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)I③、ア(ア)II③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)およびイ(イ)に係る基準額)を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない)。

(3) 幼稚園型II(児童1人当たり日額)

(ア) 基本分 1,850円

(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)

・超えた利用時間が2時間未満 230円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 460円

・超えた利用時間が3時間以上 690円

(4) 余裕活用型(児童1人当たり日額) 2,400円

		<p>(5) 居宅訪問型 (児童1人当たり日額)</p> <p>ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童</p> <p style="padding-left: 40px;">利用時間 4 時間以上 9,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">利用時間 4 時間未満 4,500 円</p> <p>イ 緊急一時預かり対象児童</p> <p style="padding-left: 40px;">利用時間 4 時間以上 12,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">利用時間 4 時間未満 6,000 円</p> <p>2 開設準備経費 (1か所当たり年額)</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000 円</p> <p>(2) 礼金および賃借料 (開設前月分) 600,000 円</p> <p>※ (1)(2)とも令和元年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ (2)は一般型に限る。</p>	
--	--	---	--

病児保育事業	病児保育事業 (事業費)	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 5,007,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">うち改善分 2,538,000 円</p> <p>※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 年間延べ利用児童数に応じた加算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年間延べ利用児童数</th> <th style="text-align: center;">基準額 (1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上 50人未満</td><td style="text-align: right;">522,000 円</td></tr> <tr><td>50人以上 200人未満</td><td style="text-align: right;">2,609,000 円</td></tr> <tr><td>200人以上 400人未満</td><td style="text-align: right;">4,434,000 円</td></tr> <tr><td>400人以上 600人未満</td><td style="text-align: right;">6,520,000 円</td></tr> <tr><td>600人以上 800人未満</td><td style="text-align: right;">8,084,000 円</td></tr> <tr><td>800人以上 1,000人未満</td><td style="text-align: right;">10,171,000 円</td></tr> <tr><td>1,000人以上 1,200人未満</td><td style="text-align: right;">12,258,000 円</td></tr> <tr><td>1,200人以上 1,400人未満</td><td style="text-align: right;">14,343,000 円</td></tr> <tr><td>1,400人以上 1,600人未満</td><td style="text-align: right;">16,429,000 円</td></tr> <tr><td>1,600人以上 1,800人未満</td><td style="text-align: right;">18,515,000 円</td></tr> <tr><td>1,800人以上 2,000人未満</td><td style="text-align: right;">20,602,000 円</td></tr> <tr><td>2,000人以上 2,200人未満</td><td style="text-align: right;">22,689,000 円</td></tr> <tr><td>2,200人以上 2,400人未満</td><td style="text-align: right;">24,735,000 円</td></tr> <tr><td>2,400人以上 2,600人未満</td><td style="text-align: right;">26,781,000 円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	10人以上 50人未満	522,000 円	50人以上 200人未満	2,609,000 円	200人以上 400人未満	4,434,000 円	400人以上 600人未満	6,520,000 円	600人以上 800人未満	8,084,000 円	800人以上 1,000人未満	10,171,000 円	1,000人以上 1,200人未満	12,258,000 円	1,200人以上 1,400人未満	14,343,000 円	1,400人以上 1,600人未満	16,429,000 円	1,600人以上 1,800人未満	18,515,000 円	1,800人以上 2,000人未満	20,602,000 円	2,000人以上 2,200人未満	22,689,000 円	2,200人以上 2,400人未満	24,735,000 円	2,400人以上 2,600人未満	26,781,000 円	病児保事業の実施に必要な経費
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)																																
10人以上 50人未満	522,000 円																																
50人以上 200人未満	2,609,000 円																																
200人以上 400人未満	4,434,000 円																																
400人以上 600人未満	6,520,000 円																																
600人以上 800人未満	8,084,000 円																																
800人以上 1,000人未満	10,171,000 円																																
1,000人以上 1,200人未満	12,258,000 円																																
1,200人以上 1,400人未満	14,343,000 円																																
1,400人以上 1,600人未満	16,429,000 円																																
1,600人以上 1,800人未満	18,515,000 円																																
1,800人以上 2,000人未満	20,602,000 円																																
2,000人以上 2,200人未満	22,689,000 円																																
2,200人以上 2,400人未満	24,735,000 円																																
2,400人以上 2,600人未満	26,781,000 円																																

2,600人以上 2,800人未満	28,827,000円
2,800人以上 3,000人未満	30,873,000円
3,000人以上 3,200人未満	32,899,000円
3,200人以上 3,400人未満	34,924,000円
3,400人以上 3,600人未満	36,950,000円
3,600人以上 3,800人未満	38,975,000円
3,800人以上 4,000人未満	41,001,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金および賃借料（開設前月分）

1か所当たり 600,000円

※ アおよびイとも令和元年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 4,166,000円

うち改善分 2,225,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
10人以上 50人未満	416,000円
50人以上 200人未満	2,290,000円
200人以上 400人未満	3,225,000円
400人以上 600人未満	5,202,000円
600人以上 800人未満	7,074,000円
800人以上 1,000人未満	9,052,000円
1,000人以上 1,200人未満	11,030,000円
1,200人以上 1,400人未満	13,007,000円
1,400人以上 1,600人未満	14,982,000円

1,600人以上1,800人未満	16,959,000円
1,800人以上2,000人未満	18,937,000円
2,000人以上2,200人未満	20,912,000円
2,200人以上2,400人未満	22,858,000円
2,400人以上2,600人未満	24,803,000円
2,600人以上2,800人未満	26,749,000円
2,800人以上3,000人未満	28,695,000円
3,000人以上3,200人未満	30,621,000円
3,200人以上3,400人未満	32,547,000円
3,400人以上3,600人未満	34,473,000円
3,600人以上3,800人未満	36,399,000円
3,800人以上4,000人未満	38,325,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金および賃借料（開設前月分）

1か所当たり 600,000円

※アおよびイとも令和元年度に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 4,472,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、
2,236,000円）

※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合

(2) 加算分

ア 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

イ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円

ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

(3) 改善分 1か所当たり年額 4,472,000円

		<p>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,236,000円)</p> <p>※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合</p> <p>4 非施設型(訪問型)(児童1人当たり年額)7,280,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、3,640,000円)</p>										
病児保育(特定分・低所得者減免加算)	<p>1 低所得者減免分加算(病児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市町民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2 低所得者減免分加算(病後児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市町民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>	病児保育事業の実施に必要な経費										
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	<p>1 運営費(1市町当たり年額)</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20人～ 49人</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人～ 99人</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>100人～ 299人</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>300人～ 599人</td> <td>2,800,000円</td> </tr> </tbody> </table>	会員数	基準額	20人～ 49人	1,000,000円	50人～ 99人	1,800,000円	100人～ 299人	2,000,000円	300人～ 599人	2,800,000円	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の
会員数	基準額											
20人～ 49人	1,000,000円											
50人～ 99人	1,800,000円											
100人～ 299人	2,000,000円											
300人～ 599人	2,800,000円											

ター事業)	ンター事業)	600人～999人	4,000,000円	実施に必要な経費
		1,000人～1,499人	8,100,000円	
		1,500人～1,999人	12,100,000円	
		2,000人～2,999人	16,200,000円	
		3,000人以上	20,200,000円	
		イ 加算分		
(ア) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算		360,000円		
(イ) 土日実施加算		1,800,000円		
※ 土曜日、日曜日または祝日に、以下の①および②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。				
①会員登録を行うための事業説明会				
②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ				
(2) 病児・緊急対応強化事業				
ア 基本分				
		預かり等の利用件数	基準額	
		～59件	1,800,000円	
		60件～119件	2,400,000円	
		120件～199件	3,800,000円	
		200件～299件	5,700,000円	
		300件～399件	7,700,000円	
		400件～599件	10,500,000円	
		600件以上	14,500,000円	
イ 加算分				
(ア) 近隣市町会員受入		1,000,000円		
(イ) 初年度体制整備（事業開始年度に限る）		4,000,000円		
(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算				
		400,000円		
(4) 預かり手増加のための取組加算				
		預かりを行う会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額
		19人以下	2人以上	500,000円

20人～199人	1割以上	1,000,000円
200人以上	20人以上	1,500,000円

※援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。

また、当該年度から新たに事業を開始した市町は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。

2 開設準備経費（1市町当たり年額）

(1) 改修費等	4,000,000円
(2) 礼金および賃借料（開設前月分）	600,000円

※ (1)(2)とも令和元年度に支払われたものに限る。